

原義保存期間	5年(令和8年3月31日)
有効期間	一種(令和8年3月31日)

警視庁警備部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁備二発第141号、丁規発第88号
令和2年7月30日
警察庁警備局警備運用部警備第二課長
警察庁交通局交通規制課長

大規模災害発生時における写真・動画投稿システムの運用について（通達）
大規模な災害が発生した際に、警備活動や交通規制等の各種警察活動を迅速・的確に実施するため、一般人から写真、動画等の投稿を受け付けることを可能とする「写真・動画投稿システム」を、下記の通り運用するので、その対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 運用開始日、サイト名

(1) 運用開始日

令和2年8月1日

(2) サイト名

災害情報投稿サイト（以下「投稿サイト」という。）

2 投稿サイト開設基準

(1) 東京都特別区の区域において震度5強以上の地震が発生した場合

(2) 東京都特別区以外の区域において震度6弱以上の地震が発生した場合

(3) 国民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じる災害が発生し、又は生じるおそれのある場合など、警備局長を長とする災害警備本部を設置する場合

において、警察庁に開設するものとする。

3 期間

投稿サイトを継続する期間は、被災の状況等を踏まえ、決定するものとする。

4 開設時の広報

投稿サイトを開設した場合は、警察庁において周知を行うものとする。

5 その他

投稿された画像は、警察庁において確認の上、要救助事案と思料される事案等を認知した場合には、当該画像の撮影地を管轄する都道府県警察に情報提供するものとする。